「北海道子どもの体験活動促進事業費補助金」Ｑ＆Ａ

申請の際に多くいただくと思われるご質問についてまとめたものとなりますので、ご活用ください。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

第１「補助金の対象事業」について

１　補助事業について

質問１ 支援を必要としている子どもとは、どのような子どもが該当するのか

（回答１）

ひとり親や養育者家庭、低所得子育て世帯等のほか、保護者等が仕事で忙しく、子どもだけになりがちな家庭の子どもなど、何らかの支援を必要としている子どもが該当します。

補助金の対象となる団体が支援されている子どもであれば、該当するものと想定しております。

質問２ 補助回数１回とはどこまで該当するのか、また、（１）～（３）の事業を組み見合わせるとはどのような意味か？

（回答２）

集合してから解散するまでを１回と考え、この期間の費用を補助対象費用としますので、２個以上の体験活動を組み合わせて実施することも可能です。

例えば、日帰りの場合は、午前中に映画鑑賞体験活動を実施した後、午後から博物館で郷土文化に触れる体験活動を実施することも可能です。

なお、団体補助の上限額は 10 万円から変わりませんのでご留意ください（２個の体験活動を実施しても 10 万円×２回＝20 万円にはなりません）。

質問３ 「体験活動」とは具体的にどのような活動を指すのか

（回答３）

子どもが健やかに成長するために必要な遊びや体験活動を対象事業としており、例示してある映画などの鑑賞や農業体験、アスレチック体験などを想定しています。

その他の体験活動でも本補助金の趣旨に合致すれば、補助事業と認められますので不明な点は、お問い合わせください。

２　団体として新たに実施する事業、又は内容の拡充・充実について

質問４ 　団体として新たに実施する事業、又は内容の拡充・充実のどちらにも該当しない場合は、補助事業とはならないのか

（回答４）

ご質問のとおり、補助事業とはなりません。

なお、補助事業として該当になる例としましては、次のとおりです。

このほかの場合でも、該当になる場合がございますので、お問い合わせください。

①新たに実施する事業の例

・これまで体験活動事業は実施していなかったので、本補助金を活用して新規に実施する。

②内容の拡充・充実の例

・これまで、年３回体験活動事業を実施してきたが、今回は、本補助金を活用して年４回の実施に拡充する。

・これまで対象者を低所得家庭の子どもとしていたが、保護者が仕事で忙しく子どもだけになりがちな家庭の子どもを対象者に含め拡充して実施する。

・例えば映画鑑賞体験のみなど１回の事業で１個の体験活動としていたが、本補助金を活用して映画鑑賞のあとに博物館で郷土文化体験を実施するなど、内容の充実を図る。

・これまで、事業所の所在地である市町村内で開催していたが、本補助金を活用して、近隣市町村まで足を伸ばして開催する。

第２「補助金の対象となる事業者」について

２　困難な子ども等を支援している団体

質問５ 　事業開催の頻度が概ね月１回以上、令和７年５月 23 日現在で１年以上継続実施している団体とあるが、概ね月１回以上とは、具体的にどれくらいの頻度か。

（回答５）

　月１回以上を基本に考えていますが、インフルエンザ等の流行や、スタッフの急な病気・怪我など、やむをえない事情で事業を実施できなかった月がある場合を想定し、概ねと記載しております。

第３「補助対象経費」及び「補助限度額」について

１　補助対象経費

質問６
　交通費について公共交通機関の運賃のみ対象となっているが、団体で保有している乗用車などを使って移動した場合、ガソリン等の燃料費は補助対象経費として認められないのか。

（回答６）
燃料費は補助対象経費として認めておりません。
交通費については、公共交通機関（貸切バス、タクシー含む）の運賃のみとしておりますので、ご留意願います。

質問７
　補助対象経費に傷害保険などの保険料が記載されているが、事業実施の際には必ず加入する必要はあるのか。

（回答７）
傷害保険等への加入は、補助金交付の絶対要件ではありませんので、申請者（団体）の判断で決めて構いませんが、万が一の怪我などに備え、保険に加入することをお勧めします。

質問８
　入場料等に宿泊費が含まれているが、どのような場合に補助対象経費となるのか。

（回答８）
キャンプなど宿泊を伴う体験活動に参加される場合を想定しております。
体験活動と関係ない宿泊費については、対象外です。

第６　交付決定

質問９
　交付決定日が令和７年 11 月下旬～12 月上旬となっているが、事前の準備もあることから、先に自分の団体のことだけで良いので、補助金の可否を教えていただくことは可能か。

（回答９）
交付決定について文書で通知するまで、可否のほか、交付決定（補助金）額などについて、一切お答えできませんのでご了承ください。

第７　交付決定後に事業内容等に変更があった場合

質問 10
　事業の内容や経費について変更が生じた場合とあるが、どのようなことが該当になるのか。

（回答 10）
　交付決定後に参加人数の変更や事業費の増減があった場合のほか、例えば映画鑑賞体験であれば、見る映画を変更した場合などが、想定されます。
　参加人数や、事業費の増減については、10%未満は軽微な変更として書類の提出を求めませんが、10%以上になると、書類の提出が必要になりますので、何か変更があった場合には、ご相談いただけますようお願いいたします。

第８　事業終了後の手続き

質問 11
　事業完了報告時に、当日の写真や、ご寄附をいただいた方へのお礼、本事業の感想等の提出とあるが何故必要か。

（回答 11）
　当日の写真につきましては、各団体に実施いただいた補助事業が計画通りに実行されているか確認するために使用します。
　また、本補助金の資金は、民間企業の寄付を活用していることから、当日の写真やお礼を添え、寄附先への実施結果を報告する際に使用します。
　感想については、道内の自治体や困難な子どもを支援している団体と体験活動事業実施のためのノウハウの共有を図る目的で使用するなど、有効的に活用させていただきます。
　なお、写真につきましては、多くの方の目に触れる可能性もあるので配慮いただくとともに、特定の個人と認識されないよう加工いただいて構いません。

質問 12
　補助対象経費に係る支出状況がわかるものとして、領収書の提出を求められているが、注意すべきことがあれば教えて欲しい。

（回答 12）
　領収書の提出につきましては、次の点にご注意願います
　①領収書の写し（コピー）を提出してください（原本は団体が保管）
　②コピー用紙はＡ４サイズを使用してください。
　③１枚のコピー用紙に複数枚の領収書を添付する場合は、他の領収書と重なりあわないように注意願います

④但し書きには、何に使ったかわかるように記載いただくとともに、子ども（小学生以下）、子ども（中学生以上）、大人の料金がわかるように記載するよう依頼してください。

［領収書の例］

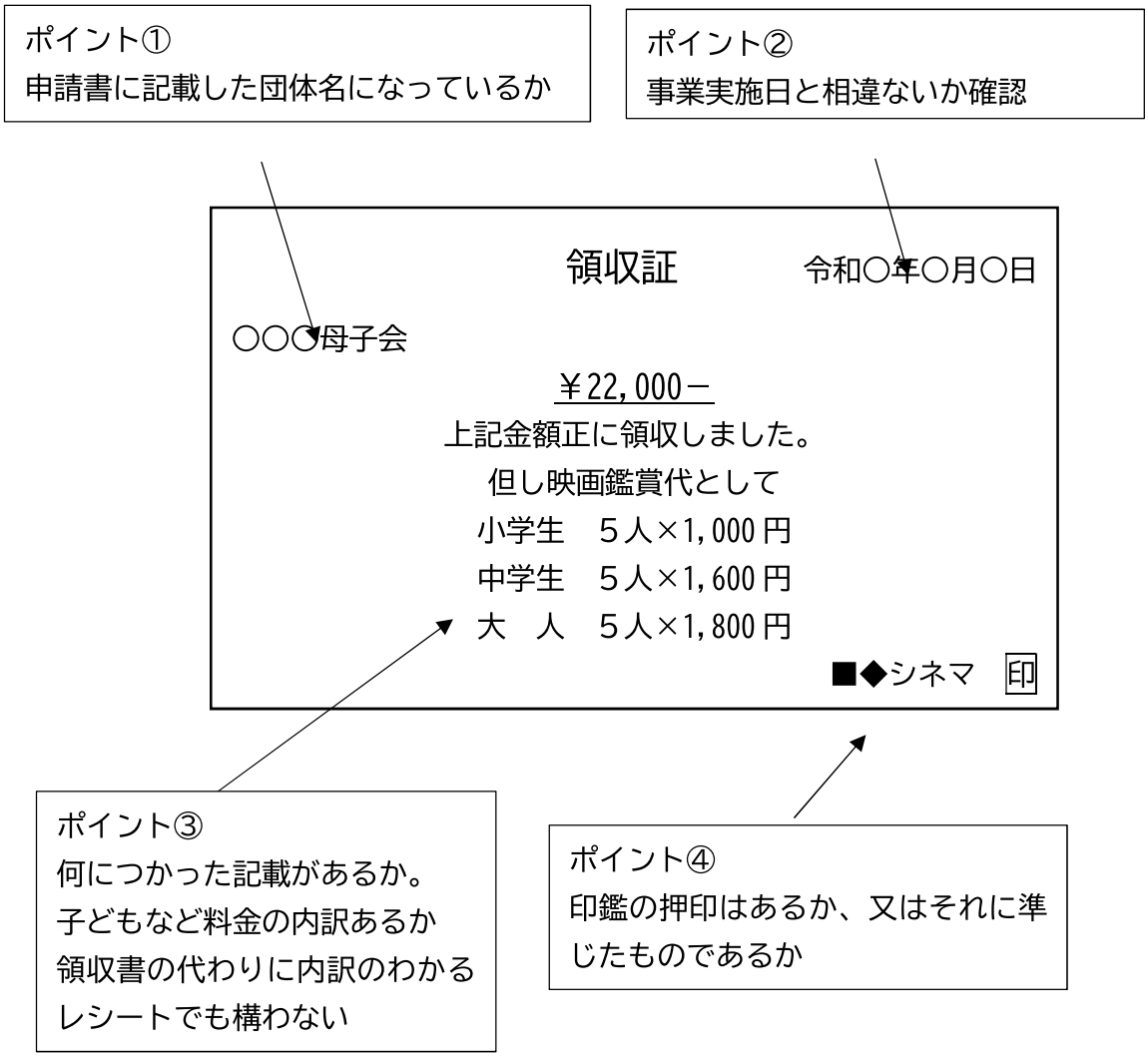

※レシートやレシートタイプの領収書については、印字か擦れやすいので留意すること

質問 13

領収証の提出を求められているが、路線バス等の場合は、領収証を受け取ることが困難な場合がある。

領収書を受領できなかった場合、どうしたら良いか。

（回答 13）

交通費の場合で、バス会社等の領収証の受領が難しい場合は、団体から参加者に

交通費を支払い、領収証（受け取ったことがわかるもの）を受領（作成）するようにしてください。領収証は個人ごとでも、全体でまとめても結構です。

また、交通費が適正であることがわかるように、料金表等もあわせて提出してください。

第９　消費税及び地方消費税に係る仕入額控除について

質問 12 この補助金は、必ず消費税仕入額控除額分が補助金から減額されるのか。

（質問 12）

消費税法で定める事業者によって変わります。

例えば、法人格のない任意団体や免税事業者などは、そのことを証明いただければ、減額することなく受け取りが可能ですので、まずは、申請の際にご相談いただければと思います。